

平成 24 年

あしや

2012 年



市議会だより

編集・発行／芦屋市議会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL：0797 38 2001

ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/>

10月30日号

No.82

潮見中学校男子ソフトテニス部は、3年生が引退し部員19名の新体制で活動しており、浅田先生の指導のもと、全国大会出場を最終目標に県内各地の大会に参加するなど守りに入らず常に挑戦者として挑み続けています。

常に攻め続ける！

～熱中☆瞬間～



9月定例会 Contents

- 第3回定例会のあらまし・・・・・・・・・・ P 2
- 付議事件等の審議結果・・・・・・・・・・ P 3
- 可決した意見書
- 一般質問・・・・・・・・・・ P 4～6
- 決算へひと言・・・・・・・・・・ P 7
- Report・12月定例会日程（予定）・・・・ P 8

～芦屋市議会はより市民の皆様に分かりやすく、親しみやすい議会だよりを目指しています。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。～ 芦屋市議会事務局 ☎ 38-2001 (直)



潮見中学校男子ソフトテニス部

平成二十三年度芦屋市各会計 及び企業会計決算を認定

芦屋市暴力団排除条例を可決

第三回 定例会のあらまし

平成二十四年第三回定例会は、九月四日（火）から十月四日（木）までの三十一日間の会期で開催しました。定例会初日には、市長から、教育委員会委員の人事案件二件、芦屋市暴力団排除条例の制定など、計十三件の議案の提出がありました。これらの議案のうち、芦屋市暴力団排除条例の制定については、市が市民及び事業者へ必要な支援を行うとともに、暴力団等を契約の相手方としないよう必要な措置を講ずる規定などを定めました。

また、平成二十三年度芦屋市水道事業決算と平成二十三年度芦屋市病院事業決算の認定についても所管の委員会等で審査を行い、病院事業会計では、病院への市からの支援についての質疑に対し、市民病院を信頼される病院にしていくことは市の責任であり、職員が仕事をしやすい環境になるよう積極的に支援するとの答弁がありました。



左 新築された芦屋病院新病棟
下 芦屋病院受付ロビー



賛否の分かれた議案

議案	イーブンあしや			あしや新風会			創政クラブ			日本共産党			公明党			新社会党		議決結果					
	青山 暁	福井美奈子	畑中 俊彦	中島 健一	重村啓二郎	松本 義昭	中島おかり	長谷 基弘	寺前 尊文	いとうまい	徳重 光彦	都筑 省三	長野 良三	山村 悦三	平野 貞雄	木野下 章	森 しずか		徳田 直彦	帰山 和也	田原 俊彦	前田 辰一	山口みさえ
第65号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	欠	×	×	×	○	○	○	○	×	×	可決（賛成15人 反対5人）
第67号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	欠	×	×	×	○	○	○	○	×	×	可決（賛成15人 反対5人）
請願第2号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	欠	○	○	○	×	×	×	○	○	○	不採択（賛成5人 反対15人）
請願第5号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	欠	○	○	○	×	×	×	○	○	○	不採択（賛成5人 反対15人）
請願第6号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	欠	○	○	○	×	×	×	○	○	○	不採択（賛成5人 反対15人）
第70号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	欠	×	×	×	○	○	○	○	×	×	認定（賛成15人 反対5人）

*賛成…○、反対…×、欠席…欠、棄権…棄、議長…-（議長は表決に参加しません）

芦屋市議会では賛否の分かれた議案に対する議員個人の賛否を市議会だよりと市議会ホームページで公開しています。今回賛否の分かれた議案等は18議案中6議案で、採決の結果は上記の表のとおりです。全ての議案等の結果については次頁「付議事件等の審議結果」をご覧ください。

POINT

本会議最終日の議案の表決の前には討論の機会が設けられており、各会派を代表する議員が登壇します。討論では各会派がなぜその議案に賛成なのか、反対するのかを互いに述べ合います。討論は会派としての意見なので各会派の考えが非常によく表れます。一度、本会議の場で各会派の討論に耳を傾けてみてはいかがでしょうか。9月定例会は現在録画映像をHPで公開しています。また、過去の会議録についても同じくHP上で公開しています。

会議録映像：<http://gikai.gikai-tv.jp/dvl-ashiya/2.html> 会議録検索：http://www.gijiroku.jp/gikai/c_ashiya/index.html

議会日誌 8月～10月

【8月】

- 1日 ▶議会改革特別委員会
▶議会運営委員会
- 20日 ▶議員研修会
- 22日 ▶議会改革特別委員会
- 28日 ▶議案説明会
▶全体協議会
▶代表者会議
▶議会運営委員会
▶民生文教常任委員会

【9月】

- 3日 ▶全体協議会
▶議会運営委員会
- 4日 ▶本会議（定例会第1日）
提案説明、委員会付託等
- 5日 ▶都市環境常任委員会
- 6日 ▶民生文教常任委員会
- 7日 ▶総務常任委員会
- 10日 ▶行財政調査特別委員会
- 11日 ▶議会運営委員会
- 12日 ▶本会議（定例会第2日）
一般質問
- 13日 ▶本会議（定例会第3日）
一般質問
- 14日 ▶本会議（定例会第4日）
一般質問、決算議案付託
▶決算特別委員会
- 24日 ▶議会運営委員会
- 25日 ▶本会議（定例会第5日）
各常任委員長報告、討論、
表決（決算議案以外）
- 26日 ▶決算特別委員会
- 27日 ▶決算特別委員会
- 28日 ▶決算特別委員会

【10月】

- 2日 ▶民生文教常任委員会
- 3日 ▶議会運営委員会
▶代表者会議
▶議会改革特別委員会
- 4日 ▶本会議（定例会第6日）
決算特別委員長報告、討論、
表決等
▶議会報編集委員会
- 17日 ▶議会改革特別委員会
- 19日 ▶議会報編集委員会
- 24日 ▶都市環境常任委員会
行政視察（山口県周南市・
広島県廿日市市）25日まで
▶民生文教常任委員会
行政視察（富山県富山市・
石川県金沢市）25日まで
- 26日 ▶代表者会議
- 29日 ▶議員研修会
- 30日 ▶総務常任委員会
行政視察（山形県東根市・
山形市）31日まで

付議事件等の審議結果

議案番号	件名	結果
報告2	損害賠償の額を定めることについて	承認
58	教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて	同意
59	教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて	同意
60	芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
61	芦屋市暴力団排除条例の制定について	可決
62	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
63	芦屋市公共下水道施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
64	芦屋市防災会議条例及び芦屋市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	可決
65	平成24年度芦屋市一般会計補正予算（第1号）	可決
66	訴えの提起について	可決
67	芦屋市営住宅等の指定管理者の指定について	可決
68	平成23年度芦屋市水道事業会計決算の認定について	認定
69	平成23年度芦屋市病院事業会計決算の認定について	認定
70	平成23年度芦屋市各会計決算の認定について	認定
議員提出9	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	可決
請願2	「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に反対する意見書の提出を求める請願書	不採択
請願5	年金の引き下げを行わないことを求める請願	不採択
請願6	ふたたび被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被害者に対する援護に関する法律）の改正についての意見書採択を求める請願	不採択
《陳情》※陳情は（ ）内の委員会審査の結果で、本会議の結果ではありません。		
No.5	「非核三原則」の法制化について（民生文教常任委員会）	不採択
No.6	芦屋市における震災瓦礫処理についての陳情書（都市環境常任委員会）	結論を得ず
No.7	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について（総務常任委員会）	採択
No.8	日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）可決のための陳情（総務常任委員会）	結論を得ず

可決した意見書

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水質源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって本市議会は、国において、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣